

広報 いわくら



5.1

2012.No.987



市の花／つつじ



▲4月11日(水) 岩倉東交番跡地に「団地コミュニティセンター」(仮称)が開設されました。



岩倉市は

交通安全都市宣言 (昭和37年1月1日)
 環境保全都市宣言 (昭和46年11月15日)
 核兵器廃絶平和都市宣言 (平成7年12月20日)
 安全・安心なまち宣言 (平成16年12月6日)

市政の窓

3

- ・「子ども手当」が「児童手当」に変わります……………3
- ・「児童扶養手当」の支給額が変更になります……………3
- ・水路を使用する場合は許可を受けてください……………3
- ・赤ちゃん訪問事業を実施しています……………4
- ・外国人の皆さんへあなたの住民登録制度が変わります……………4
- ・違反広告物除去団体を募集します……………5
- ・岩倉市住宅嵩上浸水対策補助金を交付します……………5
- ・平成24年度から個人住民税の扶養控除が変わります……………5
- ・日本赤十字社の社資募集にご協力ください……………5
- ・まちなか空き店舗への出店者を支援します……………6
- ・第16回セントラル愛知交響楽団ポップスコンサートを行います……………6
- ・岩倉市まちづくりカレンダー作成委員を募集します……………6
- ・希望の家の夏休みの利用申込は5月1日からです……………7
- ・(古代米)稲づくり農業体験に参加してみませんか……………7
- ・無料相談!『就職』に関する相談をご利用ください……………7
- ・史跡公園で月釜を行います……………7
- ・第2回「岩倉軽トラ市」を開催します!……………8
- ・PR大使い〜わくん……………8
- ・8020歯の健康コンクール……………8

保健師すこやか日誌

9

こころの健康について考えよう

Departamento de Informações

ポルトガル語情報コーナー 19

防災ほっとメールにご登録を 20

フォトニュース

21

岩倉桜まつり

表紙の写真

4月の桜が無い散る五条川でのんびり洗いが行われました。

暮らしのガイド

10

催し……………	10
募集……………	12
健康……………	14
相談・その他……………	16

小さなまちから大きな夢を

岩倉市民憲章

悠久の時を刻みながら流れる五条川 多くの文化遺産
 私たちは この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し
 調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます。

広げよう 愛 ふれ合い みんなの和 (家族仲間の和を願って)
 育てよう 心 からだ みんなの健康 (市民一人一人の幸せを願って)
 高めよう 文化 芸術 みんなの暮らし (生活の質の向上を願って)
 守ろう 自然 環境 みんなの地球 (かけがえのない地球の存続を願って)
 つくろう 人 まち みんなの未来 (豊かな社会の実現を願って)



市政の窓

「子ども手当」が「児童手当」に変わります

平成24年3月分までの「子ども手当」は、平成24年4月分からは「児童手当」となります。また、平成24年6月分からは所得制限が導入されます。

今年の6月には、昨年は実施されませんでした「(児童手当) 現況届」の手続きが必要になります。対象の人には、5月末に関係書類を郵送させていただきます。

なお、公務員の方は勤務先での手続きとなります。

● **支給対象** 中学校修了までの子どもを養育している人

● **支給金額**

平成24年6月分以降

★所得制限限度額未満の人
・0歳～3歳未満(一律) 対象児童1人当たり月額1万5千円

・3歳児～小学校修了前(第1子・2子) 対象児童1人当たり月額1万円、(第3子以降) 対象児童1人当たり月額1万5千円
・中学生(一律) 対象児童1人当たり月額1万円

★所得制限限度額以上の人
・0歳～中学生(一律) 対象児童1人当たり月額5千円

※平成24年5月分までは所得制限はありません。

● **支給月** 6月(2～5月分)、10月(6～9月分)、2月(10～1月分)
● **問合せ先** 児童家庭課家庭グループ(☎38・5810)まで。

「児童扶養手当」の支給額が変更になります

平成24年度の児童扶養手当額は、平成23年全国消費者物価指数の実績値が対前年比で0・3割下落したため、法律の規定に基づき、平成23

度の手当額より0・3割引き下げられ、左表のとおり改定されました。

支給額の変更

児童1人の場合(月額)

	現行の額	改定後の額
全部支給	41,550円	41,430円
一部支給	9,810円～ 41,540円	9,780円～ 41,420円

● **改定の時期** 平成24年4月分から変更となります。なお、対象児童が2人以上の場合の加算については、第2子5千円、第3子以降3千円で

あり、変更はありません。

● **問合せ先** 児童家庭課家庭グループ(☎38・5810)まで。

水路を使用する場合は許可を受けてください

4月1日から水路などの公共用物を適正に管理することを目的に「岩倉市公共用物の管理に関する条例」が施行されました。

水路敷地に入出入りのための通路橋などの工作物を設ける場合は許可が必要です。

また、現在、水路に設けられている工作物の現況調査を行っていますので、作業へのご協力をお願いします。

● **問合せ先** 都市整備課管理グループ(☎38・5813)まで。



(☎ 38・5810) まで。

赤ちゃん訪問事業を 実施しています

岩倉市では、地域の中で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるよう支援するため、赤ちゃん訪問事業を実施しています。

地域の民生委員・児童委員さんたちが赤ちゃん訪問員として、赤ちゃんの生まれたご家庭を全戸訪問し、出産お祝い品や子育て情報誌などをお届けします。

訪問の際には、お母さんの子育てに関するさまざまな不安や悩み、赤ちゃんの健康状態などの相談も受けしますので、気軽ににご相談ください。

● **訪問対象家庭** 市内の生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭

● **訪問時期** おおむね2カ月を過ぎたころに訪問します。

● **赤ちゃん訪問員** 地域の民生委員・児童委員、主任児童委員、家庭児童相談員、ボランティア赤ちゃん訪問員

● 出産お祝い品

- ・ 第1子…絵本セット
 - ・ 第2子以降…乳歯ブラシセット
- **問合先** 児童家庭課家庭グループ

外国人の皆さんへ あなたの住民登録制 度が変わります



7月9日(月)より法改正に伴い、新たな在留管理制度が始まります。また、外国人の皆さんも住民票が作成されるようになります。

法改正の概要と、今後の住民登録に関する手続き、住民票が作成されるまでの流れをご案内します。

どのように変わるの？

外国人の人も住民基本台帳制度の対象になります(外国人登録制度は廃止されます)。

住民基本台帳制度の対象になるとどうなるの？

外国人住民の人にも住民票が作成されます。

日本人と外国人とで構成される世帯の全員が記載された証明書(住民票の写し等)が発行できるようになります(現在の外国人登録原票記載事項証明書は発行できなくなります)。

住民票はどのようにできるの？

①外国人登録情報をもとに「仮住民票」を作成します。

②「仮住民票」を該当の人に郵送で通知します(5月7日以後)。

③通知の内容に誤りがある場合は、外国人登録の変更・訂正の申請をしていただき、それに基づき「仮住民票」を修正します。

④施行日(7月9日)に「仮住民票」を「住民票」へ移行します。

転出・転入の手続きの仕方が変わります

岩倉市から他の市町村へ引っ越すときは、岩倉市で「転出届」をする必要があります。また、「転入届」をするときは、「転出証明書」と「在留カード」または「特別永住者証明書」が必要になります。

「在留カード」とは？

中長期在留者に対し、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可など、在留にかかる許可に伴って交付されるカードです。

現在の「外国人登録証明書」はどうなるの？

改正法の施行日から一定期間は、現在お持ちの外国人登録証明書が在留カードとみなされます。そのため、すぐに在留カードに換える必要はありません。

「外国人登録証明書」の有効期限は？

- ・ 永住者の人：平成27年7月8日
- ・ 永住者以外の人：在留期間の満了日

・ 16歳未満の人：右記の日か16歳の誕生日のいずれか早い日

今後、引越しされる予定の人は、引越してから14日以内に住所の変更登録申請を行ってください。

また現在、外国人登録上の住所と実際にお住まいの場所が違う人は、なるべく早く、住所の変更登録申請を行ってください。

住民基本台帳に記載される対象者

- ①中長期在留者：短期滞在・外交・公用の在留資格以外の人で3カ月を超えた在留資格を持つ外国人
- ②特別永住者
- ③出生による経過滞在者、国籍喪失による経過滞在者

※出生または日本国籍の喪失により日本に在留することとなった外国人。当該事由が生じた日から60日に限り在留資格なしで在留することができません。

- ④一時庇護許可者、仮滞在許可者

※右記①～④以外の人や、7月9日の法施行日時点で在留資格がない人は住民登録ができません。住民票の写しや印鑑証明も発行できなくなります。

●問合先 市民窓口課窓口グループ
(☎38・5807) まで。

違反広告物除去団体を募集します

道路上に繰り返し掲出されるはり紙・はり札・立て看板などの違反広告物はまちの美観を損なうだけでなく、車両や歩行者の通行の妨げとなっています。また、サラ金等の広告物については、多重債務等の温床の一因にもなっています。

岩倉市では、このような違反広告物をボランティアで除却していただける団体を募集しています。

●応募資格 市内在住・在勤・在学の20歳以上の人で構成する3人以上の団体。

●申込方法 所定の用紙〔都市整備課で配布、岩倉市ホームページ（アドレス裏表紙参照）からもダウンロードできます〕に記入して、都市整備課へ提出してください。

●問合先 都市整備課計画グループ
(☎38・5814) まで。

岩倉市住宅嵩上浸水対策補助金を交付します

岩倉市では、近年頻発している集中豪雨等による家屋浸水被害の軽減対策として、住宅の嵩上げや浸水防止施設（浸水防止塀等）を設置する人に対し、経費の一部を補助金として交付します。

●補助対象 市内に居住する家屋で、過去の被害により、床上浸水の被害を被った住宅について浸水対策のために嵩上げを実施する人、または、浸水による家屋の被害が発生するおそれがある地域で浸水防止施設（浸水防止塀等）を設置する人。

●補助率 住宅嵩上工事については、浸水対策工費の2分の1とし、300万円を限度とします。

浸水防止施設設置工事は、設置に要した工事費、または、設置される延長1メートルあたり2万円を乗じた額のいずれか少ない額の2分の1の額として、30万円を限度とします。

●申込方法 都市整備課計画グループで事前相談してください。

●申込・問合先 都市整備課計画グループ
(☎38・5814) まで。

平成24年度から個人住民税の扶養控除が変わります

税制改正により平成24年度から個人住民税の扶養控除が変わります。

年少 扶養控除 33万円 廃止	上乗せ分 12万円 廃止 一般 扶養控除 33万円	特定 扶養控除 45万円	一般 扶養控除 33万円	同居老親等 加算 7万円 老人 扶養控除 38万円
～15歳	16歳～18歳	19歳～22歳	23歳～69歳	70歳～

●見直される扶養控除

①16歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）が廃止されます。

②16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）が廃止となり、扶養控除の額が33万円となります。

●問合先 税務課課税グループ（☎38・5806）まで。

日本赤十字社の社資募集にご協力ください

日本赤十字社の活動資金は、皆さんから寄せられる社資（事業資金）などによりまかなわれています。昨年度は、343万8千590円のご協力をいただきました。今年度も5月の「赤十字運動月間」を中心に社資募集を行いますので、ご協力をお願いします。

●問合先 介護福祉課障害福祉グループ（☎38・5809）まで。



まちなか空き店舗への 出店者を支援します



岩倉市では、まちなかの空き店舗の利用促進と賑わいづくりのため、空き店舗出店者に対して、空き店舗借り上げに伴う家賃を補助します。

● **対象となる店舗** まちなかの空き店舗を利用して小売業、一般飲食店その他サービス業等を行い、まちなかに寄与することのできる店舗面積100平方メートル以下の店舗。ただし、特定の契約者が主に利用することとなる事業所は除きます。

● **補助金額** 空き店舗借り上げに伴う家賃の2分の1以内。交付決定後12カ月を補助対象とし、限度額は月額5万円です。ただし、交付申請は賃借開始後6カ月以内とします。

● **補助対象** 岩倉市まちなか空き店

舗出店者支援事業補助金交付要綱に定める要件を満たす個人、法人等。

● **申込方法** 商工農政課に備え付けの岩倉市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金交付申請書に必要な資料を添えて商工農政課商工観光グループまで提出してください。

● **問合先** 商工農政課商工観光グループ（☎38・5812）まで。

第16回セントラル愛知 交響楽団ポップスコン サートを行います

セントラル愛知交響楽団によるポップスコンサートを開催します。今回は「今陽子 シンフォニックポップス《蘇る青春の輝き》」と題して、映画音楽やスタンダードな名曲などをお届けします。

● **とき** 7月8日(日)開演午後2時(開場午後1時30分、終演予定午後4時)

● **ところ** 総合体育文化センター多目的ホール

● **指揮** 岡田友弘（おくだともひろ）

● **ボーカル** 今陽子

● **内容** 第1部 映画音楽名曲集「アラビアのロレンス」「美女と野獣」「タイタニック」ほか 第2部 スタンダード名曲集「見上げてごらん夜

岩倉市まちづくりカレンダー 作成委員を募集します

岩倉市では、まちづくりの合言葉である「岩倉市民憲章」を取り入れたカレンダー「四季彩」を毎年市民参画で作成しています。

平成25年のカレンダーと一緒に作ってみませんか。

- **応募資格** カレンダー作成に熱意を持って取り組んでいただける人
- **募集人数** 8人(応募者が多数の場合は選考のうえ決定させていただきます)
- **募集期間** 5月1日(火)～18日(金)
- **内容** 12月に配布する予定でカレンダー作成を進めていただきますが、それまでの期間で10回程度会議にご参加ください。
- **任期** 平成25年のカレンダーを作成するまで
- **謝礼** 委員として協力していただいた人に、記念品をお渡しします。
- **申込・問合先** 秘書課広報広聴グループ(☎38-5802)まで。

の星を」「One Night Only」「私のお気に入り」「恋の季節」ほか

● **入場料** 一般1千500円、高校生以下700円(全自由席)

※未就学児は入場できませんので、ご遠慮ください。

● **チケット販売開始日** 5月8日(火)

● **チケット販売** 総合体育文化センター、生涯学習センター、図書館、市役所6階生涯学習課

● **問合先** 生涯学習課生涯学習グループ(☎38・5819)まで。

希望の家の夏休みの利用申込は5月1日からです



青少年宿泊研修施設「希望の家」の利用申込は、通常2カ月前から受け付けています。

5月1日(火)から7月分の受け付けとなりますが、夏休みの時期でもあり、特別に8月分の申し込みも受け付けます。この時期は、特に青少年団体の利用を優先させていただきますので、ご了承ください。

なお、夏休みの期間は、休館日の水曜日も臨時開館しますので、ご利用ください。

また、受け付け時に利用希望日が重なった場合は、話し合い等で決めさせていただきます。

● **申込受付方法** 「希望の家」で直接申し込んでください。電話による

仮申込受付は、5月2日(水)からとなります。

- **受付時間** 午前9時～午後5時
- **申込・問合先** 希望の家(☎374191)まで。

(古代米)

稲づくり農業体験に参加してみませんか



農家との交流や食に対する理解を深めることを目的に稲づくり農業体験参加者を募集します。古代米(黒米)は白米よりたんぱく質、ミネラル、ビタミン、カルシウムが豊富に含まれています。

- **募集期間** 5月7日(月)～21日(月)
- **応募家族数** 15家族(1人でも可、定員になり次第締め切ります)
- **参加費** 2千円(1家族) 1回目の参加時に徴収します。
- **内容** 田植えから稲刈り(収穫)までを農家の指導により参加者全員

が協同で行います(収穫された米は参加者全員で分配します)。

第1回目は6月上旬の土曜日に田植えを予定しています。

- **ところ** 東町白山252

- **申込・問合先** 商工農政課農政グループ(☎3815812)まで。

無料相談!

『就職』に関する相談をご利用ください

例えば、自分のやりたい事がわからない、面接で効果的な自己PRつて、履歴書の書き方ってこれでもいいの、子どもが仕事に就かなくて心配など。岩倉市では、就職活動に関するさまざまな悩みをお持ちの若者や大学・高校等を卒業後も未就職の状態にある若者やその家族を対象に若年者就職相談窓口を開設しています。ぜひご利用ください。

- **相談日時** 5月28日(月)①午後1時～、②午後2時～、③午後3時～
- **相談場所** 市役所1階市民相談室
- **定員** 3人(各時間1人/50分)
- **相談料** 無料
- **アドバイザー** 県の委嘱で、キャリアコンサルタント等の有資格者
- **対象者** 40歳未満の若年者(大学、

短大等の学生を含む)およびその家族

- **申込方法** 5月18日(金)までにお申込みください。

- **申込・問合先** 商工農政課商工観光グループ(☎3815812)まで。

史跡公園で月釜を行います

岩倉市文化協会では、ご家族でお茶に親しんでいただくために、次のとおりお茶会を開催します。

普段着で気軽に楽しめるお茶会ですので、皆さんお誘い合わせのうえ、お越しください。

- **とき** 5月20日(日)午前10時～正午(雨天決行)
- **ところ** 史跡公園鳥居建民家(大町野合51☎3816101)
- **茶券** 1席300円(お抹茶とお菓子)

- **席主** 岩倉市茶華道連盟社本社中
- **問合先** 岩倉市文化協会事務局(生涯学習課内☎3815819)まで。



第2回「岩倉軽トラ市」を開催します！

今回も、新鮮野菜をはじめとした、さまざまな種類の市が多数出店します。

また、楽しいイベントも用意しておりますので、皆さん、お誘いあわせのうえ、ぜひご来場ください。

● **とき** 5月20日(日)午前9時～正午
(小雨決行)

- **ところ** 八剣憩いの広場
- **主な出品物** 農産物、パン、ハム、ソーセージ類、雑貨など
- ※出品物は変更されることもあります。

● **イベント** 市民ふれ愛まつりにも出演されている、あすなろ太鼓の演奏を行います。ぜひご来場ください。

・ 1回目 10時～

・ 2回目 11時～

● **主催** 岩倉市

● **主管** 岩倉軽トラ市実行委員会

● **後援** 岩倉市商工会

● **問合先** 岩倉軽トラ市実行委員会

事務局（市役所4階商工農政課内 ☎ 38・5812）まで。



PR大使 いわくん



はち まる にい まる 8020歯の健康コンクール

- **対象** 市内に住む80歳以上の人(昭和8年3月31日以前生まれ)で20本以上歯のある健康な人
- **応募方法** 9月28日(金)までに、保健センターへ応募してください。また、かかりつけの市内歯科医院(尾北歯科医師会岩倉支部会員の歯科医院)でも応募できます。
- **表彰** 11月11日(日)に開催される「いわくら市民ふれ愛まつり」で表彰状、記念品をお渡しします。
- **問合先** 健康課指導グループ(保健センター内 ☎ 37—3511)まで。

保健師すこやか日誌

こころの健康について考えよう

「最近ゆううつ」「よく眠れない」「食欲がわかない」など心身の不調が長引いていませんか。こころにたまった疲れをそのままにしておくと、こころの病気を引き起こす原因となります。

うつ病について、本人の努力が足りない「怠け病」と誤解されていたこともありました。しかし、医学の進歩とともに、うつ病はセロトニンなどの脳の神経伝達物質がうまく働かない状態になっていることが分かっています。

**うつ病を予防するために
上手に休養してリラックスしましょう**

がんばりすぎる人ほど無理をして、うつ病やストレスによる体の病気になるがちです。無理をし続けることは、健康にとって大敵です。いつも、自分の心と体の状態を確認して、疲れたときはその度に回復するようにしましょう。

こころの不調は早めに相談しましょう

一人でがんばることは、無理をすることにつながります。日ごろから、周りの人たちとよくコミュニケーションをとり、大変な時にはお互いに支えあえるような関係づくりをしていきましょう。

眠れない、食べられないは要注意です。セルフケアだけではどうにもならない場合があります。調子の悪さが続くようなら、かかりつけ医や精神科・心療内科を受診することも必要です。

周りの人にできること

うつ病は本人の気持ちの問題ではなくて、脳の不調であることを理解しましょう。無理を続けた結果であることが多いので、今以上に「がんばれ」と言うことは逆効果です。その人なりの努力を認めて、温かく見守ることが大切です。

保健センターで臨床心理士、または保健師によるこころの健康相談を行います。

話を聞いてもらうだけでこころが楽になることも少なくありません。一度相談してみませんか。とき・内容は下表を参照してください。

● **申込・問合先** 健康課指導グループ（保健センター内 ☎ 37・3511）まで。



と き		時 間	内 容
5月17日(木)	11月1日(木)	13:30～ 15:30 (予約制)	臨床心理士、または保健師による こころの健康相談 (相談時間は1人30分程度です)
6月7日(木)	12月20日(木)		
7月5日(木)	平成25年1月17日(木)		
8月2日(木)	平成25年2月21日(木)		
9月20日(木)	平成25年3月7日(木)		
10月18日(木)			

※日程は変更する可能性があります。毎月15日号の広報いわくらで確認してください。

暮らしのガイド

催し



● 児童館行事 親子岩倉探検隊

親子で岩倉の史跡をめぐってみませんか？
何か新しい発見があるかもしれません。
友だちと一緒に、ぜひ参加してください。
▼とき 5月19日(土)午後1時

▼ところ 市内史跡

▼参加費 無料

▼定員 全館で親子35組(先着順)

▼申込方法 最寄りの児童館へお申し込みください

▼問合せ 最寄りの児童館または、第四児童館(☎37・6815)

● ミニミニコンサート

5月は、結成15年を迎える『オカリナイぶきの会』の出演です。

「人が人を想う心を大切に」をテーマにオカリナの音色にのせて、皆さんに勇気や元気を届けられたらと思います♪ 入場無料

▼出演 オカリナイぶきの会

▼曲目 「野に咲く花のよう」に「一人の手」ほか

▼とき 5月20日(日)午後2時

▼ところ みどりの家ふれあい交流ホール

※駐車場がありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。

▼問合せ 地域交流センターみどりの家(☎66・6700)

● 初心者テニス教室

岩倉市テニス協会では、次のとおり初心者テニス教室を開きます。

▼とき 5月27日(日)から7月1日(日)までの6回(毎週日曜日午前9時～11時)

▼ところ 野寄テニスコート

▼対象 市内に在住または在勤の16歳以上の男女(学生を除く)

▼参加費 1千500円(保険料含む)

● 岩倉市民新人戦卓球大会

岩倉市卓球協会では、新人戦卓球大会の参加者を募集します

▼とき 6月3日(日)午前9時

▼ところ 総合体育文化センターアリーナ

▼種目 男女別個人戦

▼参加資格 市内に在住または在勤で、小学生以上

▼参加費 小学生・中学生・高校生200円、大学生・一般300円

▼申込期限 5月15日(火)

▼申込先 卓球協会事務局

長谷川(☎37・6205)

または体育協会事務局(生涯学習課スポーツグループ内 ☎38・5819)

▼定員 20人(先着順)

▼持ち物 テニスシューズ、ラケット等(ラケットの貸し出し有り)

▼申込締切日 5月21日(月)

▼申込方法 岩倉市体育協会事務局(生涯学習課スポーツグループ内 ☎38・5819)に、参加費を添えてお申し込みください。

▼問合せ テニス協会渡辺(☎66・4457)

白内障・緑内障検診 眼鏡処方 小牧山アピタ南隣 P有

小牧平田眼科

日本眼科学会 眼科専門医 医学博士 久田 廣次

〒485-0046 小牧市堀の内4丁目52-1 TEL(0568)74-6638

診療時間	日	月	火	水	木	金	土
午前9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	○
午後3:30~6:30	○	○	○	○	○	○	△

■休診日 日曜・祝日
■診療科目 眼科・小児眼科
平田眼科 検索

広告

一人年額 500円で交通事故で負傷された方に見舞金が支給される『交通災害共済』に家族で加入しましょう。

詳しいことや共済見舞金請求手続等については市役所市民窓口課までおたずねください。(TEL 0587-38-5807)

尾張市町交通災害共済組合

広告

市民スペース情報

●市役所市民ギャラリー

【パソコン描画作品展】

▶とき 5月28日(月)午前10時～6月3日(日)午後5時

▶問合先 ネット友遊 五十嵐 (☎37-4465)

●生涯学習センターギャラリー

【いわくらクロッキー会 作品展】

▶とき 5月14日(月)午後1時～5月20日(日)午後7時

▶問合先 問合先 岡 (☎090-1566-6616)

多世代交流事業

さくらの家まつりを開催します

▶とき 5月19日(土)午前9時～

▶ところ さくらの家

▶内容 下表のとおり

どなたでも参加していただけます。お誘いあわせのうえ、ご参加ください。

▶問合先 さくらの家 (☎81-4941) または介護福祉課高齢福祉グループ (☎38-5809)



※当日は、徒歩・自転車等で会場までお越しくださいますようご協力をお願いします。

場 所	内 容	開始時間
子どもルーム	大型紙芝居 読み手/おはなし広場おひさま ゲーム大会	午前10時～11時30分
すこやかホール	DVD鑑賞会 (漫談師)	午前10時～正午
	カラオケ開放	午後1時～5時
研修室	囲碁・将棋開放	午後1時～5時
浴 場	菖蒲湯	午後1時～4時
大会議室	卓球大会 ※当日受け付けます	午前10時～正午

当日、多世代でご参加の人に花苗を配布します。【二世代で参加の家族 - 2苗 三世代で参加の家族 - 3苗】お孫さんやお子さんと一緒に会場へお越しください。

★国民健康保険税はコンビニエンスストアでも納税することができます★

コンビニエンスストアでは、納期限後の納税はできませんのでご注意ください。

▶問合先 市民窓口課保険医療グループ (☎38-5807)

外国人講師

●レベル別少人数制
●とってもお値打ち月謝制 (6,300円～)
●振替レッスン可能
●途中で先生が代わることがない
●日本人講師クラスもあります
●児童英検会場校

英会話

未就園児からシニアまで

こども ひよこ(未就園児)・幼児・小学生・中学生・高校生クラス

大人 日常英会話、トラベル、TOEIC、ビジネス、シニア●ブライベートレッスン

無料体験レッスン 随時受付中!!

ABCイングリッシュハウス

■本校/犬山校 犬山市松本町1-117 熊沢ビル3F フリーコール
■岩倉校 岩倉市栄町2-30 水野ビル1F 0800-170-8686

広告

親子ふれあい体操教室

<教育委員会主催>



対 象 よちよち歩きから3歳以下までの幼児とその保護者
 定 員 40組（1組で子ども2人以上の参加も可能です）
 参 加 費 保護者1,200円（子どもは無料）
 開 催 日 6/1～7/6（6回）
 曜 日 時間 金曜日 10:00～11:30
 会 場 総合体育文化センター 柔道場・剣道場
 講 師 NPO法人アイディアC体創協会
 持 ち 物 タオル、水筒、着替え、ゼッケン
 内 容 「0歳からの健康づくり」として、よちよち歩きから3歳までの幼児とその親または、祖父母を対象とした教室です。おもちゃに頼らない体力遊びや集団遊びまたは、保護者を対象とするリフレッシュエアロビクスタイムなどもあります。

ヨガ教室

<教育委員会主催>



対 象 16歳以上（高校生除く）
 定 員 45人
 参 加 費 1,200円
 開 催 日 6/5～7/10（6回）
 曜 日 時間 火曜日 13:00～14:30
 会 場 総合体育文化センター 柔道場
 講 師 二見 和子さん
 持 ち 物 1人分の敷物、タオル、運動のできる服装、水筒
 内 容 ヨガとは、究極の心の安らぎを創り出すという意味で、激しい運動についていけない人たちにも、このゆっくりした動きが見直されてきています。やさしく体と対話してみましょう。

エアロビクス教室

<教育委員会主催>



対 象 16歳以上（高校生除く）
 定 員 45人
 参 加 費 1,200円
 開 催 日 6/7～7/12（6回）
 曜 日 時間 木曜日 13:00～14:30
 会 場 総合体育文化センター 多目的ホール
 講 師 城岸 朱美さん
 持 ち 物 タオル、室内シューズ、水筒
 内 容 エアロビクスは、シンプルな動きで全身バランスよく動かし効果的に脂肪を燃焼させる有酸素運動です。楽しい音楽に合わせて体を動かせばストレス解消やダイエットにも効果的です。

ボウリング教室

<体育協会主催>



対 象 16歳以上（高校生除く）
 定 員 25人
 参 加 費 5,000円（レーン代・貸し靴代込み）
 開 催 日 6/7～6/28（4回）
 曜 日 時間 木曜日 10:00～11:30
 会 場 稲沢グランドボウル
 講 師 JBC認定プロボウラー
 持 ち 物 運動のできる服装、靴下、タオル
 内 容 プロボウラーに教えてもらえます。90分投げ放題ですので初めての人も、もっと上手になりたい人も、体を動かしたい人も遠慮なくご参加ください。送迎バスもあります。

2012年（平成24年度）春 期

スポーツ教室参加者募集

申込方法にご注意ください

申込方法

☆申込期間 5月1日(火)～5月15日(火) 締切(必着)

1. 「往復はがき」でお申し込みください。（1人1枚につき1教室）

	往信（裏）	返信（裏）
◇往復はがき記入例	☐ 返信 □□□□□□ あなた の住所 お名前	☐ 往信 〒482-8686 生涯学習課 スポーツグループ 行 住所不要
	①講座名 ②〒・住所 ③受講者氏名 (ふりがな) ④年齢(学年) ⑤性別 ⑥電話番号	何も記入しないで下さい。

※【親子ふれあい体操教室】に参加を希望される人は、③・④・⑤に「参加される保護者」と「お子さん」の『名前(ふりがな)』・『年齢』・『性別』を併せてご記入ください。

2. 市役所に来ていただき、所定の用紙で申し込むこともできます。

受付時間
午前9時～午後5時まで

○6階生涯学習課スポーツグループにお越しください。

※申込用紙を利用される人は、お申し込み時に返信用の50円切手をご持参ください。

※申込用紙は、総合体育文化センターにもおいてあります。なお、申込手続きは市役所へお越しください。

お願い

- 1) 申込が定員を上回った場合は、抽選となります。
- 2) 申込者が5人に満たない場合は、開催しないことがあります。
- 3) 参加の可否および開催については、5月25日(金)までにお知らせします。
(教室によって、返信の到着に差が出る場合もあります)
- 4) 参加費が必要な教室は、開催日初日までに市役所へご持参いただくか、当日現地でお支払いください。
- 5) 締切期日を過ぎても、定員に余裕のある教室については、市役所で継続して申し込みを受け付けますのでお問い合わせください。
- 6) 同一教室への重複申込は、1枚のみ有効とさせていただきます。

●問合先 生涯学習課スポーツグループ（市役所6階 ☎38-5819）
●主 催 岩倉市教育委員会、岩倉市体育協会

募集



●障害者グループホーム職員



社会福祉法人いわくら福祉会では、新規グループホーム開設に当たり、次のとおり職員を募集します。

▼職種 共同生活介護施設生活支援員・世話人

▼職務内容 主に女性を対象に食事、入浴等の身辺自立の介助を行っていただきます。

▼勤務時間 夕刻から翌朝9時ごろまでの時間帯の交代勤務（宿直、夜勤あり）

▼受験資格 資格は不問ですが、おおむね50歳ぐらいまでで、障害のある人の支援に理解と熱意のある人。

▼採用人員 正規職員1人、非常勤職員若干名

▼勤務開始日 採用決定次第

▼試験内容 筆記、面接等

▼申込期限 5月18日（金）

▼申込・問合せ 社会福祉法人いわくら福祉会みのりの里（〒482-0004 1東町仙奈180番地 ☎66・5001）

●児童館まつり「にこにこシテイいわくら」実行委員

児童館では、11月24日（土）に「にこにこシテイいわくら」を行います。「にこにこシテイいわくら」は子どもたちの手で作る、子どもたちのためのまちです。その実行委員を募集します。

▼実行委員対象児童 小学校3年生～大学生

▼第1回実行委員会 6月2日（土）午後2時

▼実行委員会開催場所 第一児童館

▼申込方法 最寄の児童館へ申込書を提出してください。

▼問合せ 第一児童館（☎38・1106）

健康



●本気でやせたい人のための生活習慣病予防教室「お腹すつきり教室」

あなたのお腹まわりを大きくした原因は何？

お腹まわりの脂肪（内臓脂肪）を多いままにしておくと、将来、心臓病や脳梗塞にかかる可能性が高いた言われています。今、始められることを見つけて健康的にやせてみませんか。

▼とき・内容 下表のとおり

▼対象 保健センター70歳以下で運動制限がなく、特定健康診査等で次のいずれかに該当した人

① 腹囲85センチ以上の男性、または腹囲90センチ以上の女性

② 肥満判定BMIが25以上の人（BMI＝体重（キログラム）÷身長（メートル）÷身長（メートル））

▼定員 30人程度（毎回、参加できる人を優先します）

お腹すつきり教室 【生活習慣病予防教室】

	と き	内 容	講 師 等
1	5月25日（金） 13:20～15:30	・メタボリックシンドロームチェック ・自分に合った減量計画を立ててみよう！	保健師
2	6月中旬	・個別減量相談	保健師
3	6月29日（金） 13:20～15:30	・運動「お腹をすつきりさせる体の動かし方」	運動指導員
4	7月13日（金） 13:20～15:30	・講義「食事でメタボリックシンドローム予防～美しく健康的にやせるために」 ・みんなで知恵を出し合おう！ 「食べすぎを防ぐには・・・」	管理栄養士 保健師
5	7月下旬	・個別減量相談	保健師
6	8月10日（金） 13:20～15:30	・メタボリックシンドロームチェック ・運動「お腹すつきりを継続するために」 ・みんなで知恵を出し合おう！ 「お腹すつきりを継続するために」	健康づくりリーダー 保健師

▼申込方法 5月21日（月）までに保健センターへお申し込みください（電話可）。

▼申込・問合せ 健康課指導グループ（保健センター ☎37・3511）

※なるべく、「お腹すつきり」を目指して会場には徒歩か自転車でお越しください。

● 麻しん風しん混合予防接種

接種対象者

★第1期：満1歳から2歳に至るまで

★第2期：小学校就学前で幼稚園・保育園の年長児に相当する年齢の人（平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ）

★第3期：中学1年生に相当する年齢の人（平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ）

★第4期：高校3年生に相当する年齢の人（平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ）

▼接種方法 対象者に4月初旬に個別通知しました。届いた通知をご確認のうえ、決められた期間内の体調の良い時に接種を受けてください。

▼接種期間 第1期の人は1歳から2歳に至るまでの間です。第2期、第3期、第4期に該当する年齢の人は、平成25年3月31日までです。なお、接種期間を過ぎると任意接種となり自己負担が必要になります。

▼その他 対象の人で通知

の届いていない人、通知を紛失した場合は、保健センターへお問い合わせください。

▼問合先 健康課健康グループ（保健センター内）☎37・3511

● がん検診・胸部X線撮影・肝炎ウイルス検査を実施します

肺がん検診・結核検診（胸部X線撮影）・前立腺がん検診・肝炎ウイルス検査

申し込み不要です。検診当日に直接保健センターへお越しください。

胃がん検診・肺がん検診（喀たん細胞診）・大腸がん検診

事前の申し込みが必要で、申込期間中、随時保健センター窓口でお申し込みください。（下表参照）

▼申込期間 5月10日（木）～16日（水）（土・日曜日を除く）

※5月15日（火）からは胃がん検診のみ電話も可

※いずれも定員に満たない場合は、5月17日（木）以降も受け付けます。

▼申込受付時間 午前8時30分～午後5時

▼対象・検診費用等 市内

に在住で各検診の対象年齢の人。

肺がん検診（喀たん細胞診）と大腸がん検診は、申し込み時に検診費用を徴収します（左表参照）。

▼検診費用の免除 市内在住の市民税非課税世帯（生

活保護受給世帯等を含む）の人は、検診費用を免除します。申し込み時にお申し出ください。

※平成23年1月2日以降に岩倉市に転入した人は、平成23年1月1日時点での住所地の市町村民税非課税証

明書（世帯全員分）が必要です。岩倉市ホームページ（アドレス裏表紙参照）にも詳しく掲載しています。

▼問合先 健康課健康グループ（保健センター内）☎37・3511

申込期間	検診名	検診方法	検診日	検診時間等	対象者	検診費用
当日受付	肝炎ウイルス検査	血液検査（B型肝炎検査・C型肝炎検査）	5月17日（木）～25日（金） 7月18日（木）～24日（火） ※土・日曜日を除く	午前9時～11時30分 午後1時～3時 場所：保健センター	・今年度40歳になる人 ・41歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を未受診の人（予定200人）	無料
	前立腺がん検診	血液検査（前立腺特異抗原「PSA」測定）			50歳以上の男性（予定700人）	300円
	肺がん検診・結核検診（胸部X線撮影）	胸部X線撮影			40歳以上の人（予定2,000人）	200円
5月10日（木）～16日（水） （土・日曜日を除く）	肺がん検診（喀たん細胞診）	喀たん細胞診（喀たん細胞診を受診する場合レントゲン検査を受診することをお勧めします）	6月1日（金）～8日（金）、6月12日（火）、13日（水） 7月2日（月）、4日（水）、5日（木）、7月10日（火）～13日（金） ※土・日曜日を除く	午前8時45分～11時 （申込み時に検診時間を設定します） 場所：保健センター	40歳以上の人（予定400人）	550円
	大腸がん検診	便潜血反応検査（2日法）			30歳以上の人（予定1,550人）	550円
	胃がん検診	胃部X線間接撮影			30歳以上の人（予定1,200人）	1,200円

●30歳以上の人と妊婦さんのための成人歯科健康診査

いつまでもおいしく楽しい食事をするためには、健康な歯や歯ぐきであることが大切です。お口の健康を守るために定期的に歯科健診を受けましょう。

▼とき 5月21日(月)・22日(火)・23日(水)、6月19日(火)・20日(水)・22日(金)午後1時～2時30分

※右記の日程以外にも8月～10月に30日間、歯科健診を実施します。詳しい日程は広報いわくらに掲載する予定です。

▼ところ 保健センター
※駐車場が少ないため、車でのお越しはご遠慮ください

▼対象 30歳以上の人(昭和58年3月31日以前に生まれた人) および妊婦

▼診査内容 歯牙・歯周診査、相談、指導、口臭測定(希望者)

▼定員 各日9人

▼費用 無料

▼申込方法 保健センターで受け付けます(電話可、先着順)。

※予約が必要です
▼申込・問合先 健康課指導グループ(保健センター内 37・3511)

●いきいき女性のフィットネス産後リフレッシー教室

産後は、身体の回復をはかる時期であるとともに、育児という新しい仕事が増え、精神的にも肉体的にも負担になりがちです。

この機会にママ自身の健康づくりについて考えてみませんか。楽しく運動して、心も体もリフレッシュしましょう。

▼とき 5月28日(月)午前10時～11時30分

▼ところ 保健センター2階視聴覚室

▼内容 健康ミニ講座・運動実技(ストレッチ・軽いエアロビクス)

▼講師 健康運動指導士 水谷純子さん

▼対象 3～8カ月児の母親

▼定員 20人(先着順)

※託児はありませんが、お子さんと一緒にご参加いただけます。

▼持ち物 室内用の靴・タオル

オル
※動きやすい服装でご参加ください。
▼申込方法 5月1日(火)から受け付けます(電話可)。
▼申込・問合先 健康課指導グループ(保健センター内 37・3511)

●よりよい食生活教室「野菜たっぷりの食事で健康づくり」

皆さんは毎日どれくらい野菜を食べていますか？

1回の食事に両手1杯の野菜をたべていますか？野菜をたくさん食べることは生活習慣病の予防やダイエットにも効果的です。

毎日の食事で野菜をたっぷり食べるコツを学んでみませんか。

▼とき 5月31日(木)午前9時30分～午後零時30分

▼ところ 保健センター2階栄養指導室

▼内容 話「野菜たっぷりの食事で健康づくり」・調理実習

▼対象 バランスのよい食事に関心がある人(男女は問いません)

▼定員 24人(先着順)

▼持ち物 エプロン

▼申込方法 5月8日(火)から受け付けます(電話可)。
▼申込・問合先 健康課指導グループ(保健センター内 37・3511)



●岩倉市ブロック塀等撤去奨励補助金



岩倉市では、地震による災害から生命、身体および財産を保護するため、ブロック塀等の撤去を行う場合に、経費の一部を補助金として交付します。

補助対象

岩倉市内にあるブロック塀等の所有者が、道路および公共施設の敷地に面する当該ブロック塀等を撤去する場合に補助金を交付します。

す。

ブロック塀等とは、コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀で道路からの高さが1メートル以上かつ組積造の部分が80センチ以上のものをいいます。

補助額

ブロック塀等の撤去に要した経費または、撤去したブロック塀等の延長に1メートルあたり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額とし、10万円を限度とします。

▼申込方法 都市整備課計画グループで事前に相談してください。

▼申込・問合先 都市整備課計画グループ(☎38・5814)

●憲法週間

【憲法記念日を中心とした5月1日から7日までを、裁判所では憲法週間と定めています。これは憲法の精神や国民生活における裁判所の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的としています。】

【法務省や検察庁、弁護士会などの協力を得て、全国各地の裁判所では、例年こ

全国23万人の民生委員児童

●5月12日は「民生委員児童委員の日」です

94)

▼問合先 名古屋家庭裁判所事務総局総務課庶務係
(☎052・223・09

ます。
幅広い広報活動を行っています。
利用しやすく、わかりやすいものとなるように、裁判の制度や仕組みについて、

の時期に、法廷等見学ツアーや各種説明会などの憲法週間行事を積極的に行っています。
週間行事への参加をきっかけとして、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めていただければ幸いです。国民の皆さんの参加をお待ちしていますので、ご興味のある人は、最寄りの裁判所の総務課にお問い合わせいただくか、裁判所ホームページ (<http://www.courts.go.jp/>) をご確認ください。

童委員は、毎年5月12日を「民生委員児童委員の日」と定め、全国民生委員児童委員連合会が提唱している民生委員児童委員「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言のもと、地域の特性を活かした安全で安心なまちづくりを推進します。

岩倉市では、民生委員児童委員69人と、児童に関する相談・支援をする主任児童委員3人が、市内の各地域で福祉活動に取り組んでいます。



809)まで。

▼問合先 介護福祉課生活保護グループ(☎38・5

たんぽぽ相談

～お子さんの養育で悩んでいる保護者のみなさんへ～

「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「注意集中困難」「多動性」「衝動性」「対人関係」などにおいて、お子さんの発達が気になる保護者の人や障害のあるお子さんの養育で不安のある保護者の人には、本校のたんぽぽ相談（教育相談）を御利用いただけます。たんぽぽ相談では、保護者のみなさんが抱えている疑問や不安・悩みについて一緒に考えていきます。日時などの詳しいことについては、係までお問い合わせいただき、事前に電話で予約をしてください。

【たんぽぽ相談】

相談費用は無料です。相談内容については、秘密を厳守します。

▶ 問合先 愛知県立一宮東養護学校 たんぽぽ相談係
一宮市丹羽字中山1151番地1 ☎(0586)51-5311
予約受付時間 月～金曜日（祝日は除く） 9:00～17:00
相談時間 火・金曜日（祝日は除く）13:00～16:00

予約の多かった本 (2月～3月)

- ①共喰い (田中 慎弥)
- ②あんぽん (佐野 真一)
- ③歪笑小説 (東野 圭吾)

★名画で遊ぶあそびじゅつ!
エリザベート・ド・ランビリー 著
※その他の新着図書については、図書館ホームページをご覧ください（ホームページから貸出中の図書の予約ができます）。

★児童新着図書
★みどりのカーテンをつくる
のぶち ようこ 絵
菊本 り子 作
★一般新着図書
★日食のすべて
大越 治・塩田 和生 著
★東京スカイツリー
スカイツリー公認写真集
新 良太 撮影
児童新着図書

新着図書のご案内

図書館ニユース
図書館 ☎37・6804
5月は毎週月曜日と月末日がお休みです。

★不用品データバンク★

ご家庭で眠っている不用品の有効利用と、むだのない消費生活のために不用品データバンクをご活用ください。

なお、物品のやりとりは、当事者間で話し合ってください。

登録物品(4月10日現在)

▶**譲ります(有償)** コンポステレオ、女性用スーツ
▶**あげます(無償)** 二段ベッド、学習机、ソファ、テーブル、子ども用自転車、ベビー布団一式、湯沸かし器、ストーブ、スノーボード、ベビーカー、おんぶ・だっこひも、チャイルドシート、ベビー用椅子、岩倉南部中学校男子制服、烏かご

▶**求めます** テープレコーダー、テレビ、岩倉南小学校体操服、ベビー用安全柵、ベビールーム、スキー用品一式、スノーボード用品一式、テニスラケット、岩倉中学校女子制服等、子ども用自転車、電子ピアノ、岩倉幼稚園男児制服
岩倉市ホームページ(アドレス裏表紙参照)でも確認できます。

▶**問合せ** 商工農政課商工観光グループ (☎38-5812)

●多重債務者相談

NPO法人「クレサラあしたの会」による多重債務者のための生活再建相談所を開設しています。

▼**とき** 毎月第3木曜日午後1時から4時まで(5月17日、6月21日、7月19日)。

▼**ところ** 市役所1階市民相談室
▼**相談員** NPO法人「クレサラあしたの会」の司法書士、ボランティアスタッフ

▼主な相談内容

クレジットサラ金返済問題解決、借入に頼った生活の見直し、借入金の法的整理後の生活再建支援、ヤミ金など
※相談の際には契約書等の借入のわかる書類をお持ちください。相談による家族個人の秘密は厳守しますの
で、安心してご相談ください。

※相談料は無料です。
※予約優先で行っています。
▼**予約・問合せ** クレサラあしたの会(☎080-1328917704)

お気軽にご相談ください

市民相談

市民相談室(☎38-5822)

市民相談室は、市役所1階です。個室の相談室となっていますので、お気軽にご相談ください。
なお、各相談は、正午から午後1時までお昼の休憩をいただきます。

■一般・消費生活相談

▶**とき** 月～金曜日(祝日、振替休日を除く)

午前9時～午後4時

■消費生活専門相談

第1～4火曜日 午後1時～4時

■法律相談(予約制…定員各6人)

5月8日(火)、23日(水)

午後1時～4時

※毎月1日(土・日曜日、祝日、振替休日は順延)

午前9時から、市民相談室で当月分の予約を受け付けます(先着順、電話可)。

■登記相談

5月9日(水)午後1時～4時

■不動産相談

5月10日(木)午後1時～4時

■人権相談

5月11日(金)午後1時～4時

■行政相談

5月11日(金)午後1時～4時

■年金相談

5月11日(金)午前10時～午後3時

■総合福祉相談

5月18日(金)午後1時～4時

★身体障害者相談

★戦没者遺族相談

■知的障害者相談

5月24日(木)午後1時～4時

●心の相談電話 ☎37-7867

いじめの問題、親子・近隣関係などの心の悩みは、一人でくよくよしていても何の解決にもなりません。
経験豊かなボランティアが電話で相談をお受けします。お気軽におかけください。

▶**とき** 毎週月曜日午前10時～午後4時(祝日、振替休日を除く)

Departamento de Informações

ポルトガル語情報コーナー

Para todos os estrangeiros:

O sistema de registro residencial irá mudar

De acordo com a mudança da lei a partir de 9 de julho, será iniciado um novo sistema de administração de permanência dos residentes. Será possível emitir o Atestado de Residência (*juuminhyo*) da mesma forma que o cidadão japonês.

Informamos a seguir um resumo da mudança da lei e o procedimento de emissão do novo Atestado de Residência.

O que mudará?

Assim como os japoneses, será aplicada a Lei do Livro do Registro Básico de Residentes também aos residentes estrangeiros (a Lei do Registro de Estrangeiros será revogada). Será possível emitir o certificado (cópia do atestado de residência, etc.) com o nome de todos os membros de uma família composta de japoneses e estrangeiros. (O atual atestado para estrangeiros, denominado *Gaikokujin Tourokuhyo Kisai Jiko Shomeisho* não será mais emitido).

Como será elaborado o Atestado de Residência?

1 Será elaborado um Atestado Provisório de Residência (*Kari Juuminhyo*) a partir das informações do registro de estrangeiro.

2 O Atestado Provisório de Residência será enviado por correio para as pessoas qualificadas (a partir de 7 de maio).

3 No caso de haver algum erro no conteúdo do aviso, deve-se fazer uma solicitação para mudança/correção do registro de estrangeiro e baseado nesta, o Atestado Provisório de Residência será corrigido.

4 A partir da data de vigência do novo sistema (9 de julho), o Atestado Provisório de Residência *Karijuuminhyo* será modificado para o Atestado de Residência *Juuminhyo*.

O procedimento de notificação de mudança de endereço (entrada/saída) será alterado: quando mudar de Iwakura para outra cidade, será necessário fazer a notificação de mudança de endereço (saída) *Tenshutsu todoke*. Além disso, quando for fazer a notificação de mudança de endereço (entrada) *Tennyu todoke* na próxima cidade, será necessário apresentar o Certificado de Mudança (saída) *Tenshutsu shomeisho* e o Cartão de Permanência *Zairyu Card*, ou o Certificado de Residente Permanente Especial *Tokubetsu ejusha shomeisho*.

Cartão de Permanência *Zairyu Card*

É um cartão que será emitido de acordo ao status e prazo de permanência dos residentes de médio-longo período de permanência, bem como permissão de desembarque, permissão de alteração e renovação do período de permanência, etc.

O que acontecerá com o Cartão do Registro de Estrangeiro (*Gaikokujin Tourokusho*)?

A partir da vigência do novo sistema, o Cartão de Registro de Estrangeiro continuará válido por um período determinado, não havendo necessidade de trocá-lo imediatamente.

Até quando o Cartão do Registro de Estrangeiro (*Gaikokujintourokusho*) será válido?

- Residentes Permanentes: 8 de julho de 2015

- Residentes sem o visto permanente: até a expiração do visto

- Pessoas abaixo de 16 anos: até o dia citado acima ou até o aniversário de 16 anos, a data que venha primeiro

Com o novo sistema, será necessário declarar a mudança de endereço dentro de 14 dias.

Os estrangeiros que atualmente estejam morando num local que ainda não consta no Registro de Estrangeiro, favor atualizar o registro o mais rápido possível.

Pessoas qualificadas para o registro no Livro do Registro Básico de Residentes:

1 Residentes de médio-longo período de permanência: exceto estrangeiros com o prazo de permanência de menos de 3 meses, os estrangeiros de permanência por curto período, serviço diplomático e serviço público oficial.

2 Residente Permanente Especial

3 Residente Transitório por causa do nascimento ou Residente Transitório por perda de nacionalidade: pessoas consideradas de nacionalidade estrangeira por causa do nascimento ou perda da nacionalidade japonesa (poderão permanecer sem status de permanência até 60 dias desde o início do fato).

4 Refugiado Protegido com a Permissão de Desembarque Temporária ou Refugiado com a Permissão de Estada Provisória

※As pessoas que não se enquadrem nas 4 categorias acima e não possuam status de permanência não poderão ser registradas no Livro do Registro Básico de Residentes a partir do dia 9 de julho e portanto não poderão solicitar a emissão do Atestado de Residência, registro de carimbo, etc.

Dia da coleta do lixo reciclável

01/05(ter) • Yatsurugi Cho • Inoue Cho • Kamino Cho • Ishibotoke Cho

08/05(ter) • Daichi Cho • Daichishin Machi • Chuo Cho • Minamishin Machi • Kawai Cho • Kitajima Cho • Noyori Cho

11/05(sex) • Sono Cho • Inari Cho • Taisanji Cho • Taisanjinomoto Machi • Taisanjinomachi • Gojo Cho • Daiichiba Cho

15/05(ter) • Nakahon Machi • Higashi Machi • Nakano Cho • Suzui Cho

Dia da coleta de papel velho e roupa usada

01/05(ter) • Nakahon Machi • Higashi Machi • Nakano Cho • Suzui Cho

08/05(ter) • Saichi Cho • Hon Machi • Miyamae Cho • Sakae Machi 1 chome

11/05(sex) • Shimohon Machi • Showa Cho • Asahi Machi • Sakae Machi 2 Chome • Shinyanagi Cho • Shinyanagi Choku

15/05(ter) • Yatsurugi Cho • Inoue Cho • Kamino Cho • Ishibotoke Cho

● Informações (☎38-5807)

Disponível intérprete em português

携帯電話への情報発信

防災ほっとメールにご登録を

近年、携帯電話は、有効な情報伝達ツールとなっています。

このことから、岩倉市では、平成18年から防災ほっとメールを開始しています。

内容は、携帯電話のメールアドレスを登録していただいた市民等に対して情報をメールで配信します。

また、携帯電話で検索ができ、情報入手できます。携帯電話のメールアドレスを登録される人は、携帯電話から右図を参照し、QRコードかURLを直接入力してサイトに接続してください。

なお、今までに登録をされていた人で携帯電話会社を替えられた場合は、新たにアドレスの登録をお願いします。

▶ 問合先 消防本部総務課総務グループ
[☎37-5333(内線222)]

「防災ほっとメール」アドレス

<http://www.anshin-bousai.net/iwakura/>
QRコード



★情報の種類

①緊急メール(登録が必要)…市民が携帯電話のメールアドレスを登録することで、情報をメールで受け取ることができます。

(例)火災、気象警報、地震の情報など

②災害時緊急情報…市がリアルタイムに追加・更新できる災害対策状況などを市民にお知らせし、閲覧することができます。

(例)各種警報発令時

③避難所情報…市民等が、避難場所の開設状況や避難施設の所在、連絡先、地図を見ることができます。

④休日・夜間診療所情報…市民等が、休日・夜間に治療可能な医療機関の情報を見ることができ、電話番号には、リンクが貼られ、ワンプッシュでかけることができます。

①トップページにアクセスして緊急メールを選択。

 
岩倉市 防災ほっとメール
災害時には、市からの災害情報や緊急情報を発信します。
◇緊急メール
◇災害時緊急情報
◇避難所情報
◇休日・夜間診療所

②登録・変更・解除を選択。

 
緊急メール
※迷惑メール対策をされている方は、ドメイン[anshin-bousai.net]を許可してください。
登録・変更・解除
過去送信メール閲覧

③新規登録・登録内容の変更・解除を選択。

 
愛知県岩倉市からの緊急メール
正しくメールが受診できるか確認するために、以下のリンクから空メールを送信してください。
>>新規登録・登録内容の変更・解除

④何も入力せずにメールをそのまま送信します。

 
To iwakura-address@anshin-b
Sub
件名、内容を変更せずにそのまま送信してください。

⑤登録方法のお知らせメールが届いたら1日以内に登録。

 
受信 From iwakura@anshin-bousai Sub 登録方法のお知らせ
ご利用ありがとうございます。 緊急メールの受取希望の方は、1日以内に下記URLへアクセスし登録を行ってください。 なお、希望されない方は、このメールを…
選択

⑥登録完了のお知らせメールが届いたら完了。

※URL付きメールの受信拒否をしている人は受信ができる設定に変更してください。

 
受信 From iwakura@anshin-bousai Sub 登録完了のお知らせ
ご登録ありがとうございます。 岩倉市の緊急メール配信リストへ追加しました。 登録を変更・解除したい場合は、緊急メールにて…
返信



岩倉桜まつり

4月1日から10日まで、五条川河畔で岩倉桜まつりが行われ、10日間で約35万人もの人で賑わいました。

昨年は自粛となっていた山車巡行やライトアップといった行事も開催され、訪れた人たちは2年ぶりの桜まつりを満喫していました。

また、7日には「みんなの岩倉い〜わくん」の歌と、岩倉民踊舞踊連盟の皆さんによる踊りが披露されました。



5月のカレンダー

1	火	★1歳6カ月児健康診査 分別収集/八剣町・井上町・神野町・石仏町 古紙と古着の日/中本町・東町・中野町・鈴井町
2	水	★健康チェックの日 野菜の広場/岩倉駅東西地下連絡道
3	木	憲法記念日 ㊦休日急病診療(檜木治幸 いわくらメンタルクリニック) ※市役所市民スペースはお休みです
4	金	みどりの日 ㊦休日急病診療(日比野充伸 名草クリニック) ※市役所市民スペースはお休みです
5	土	こどもの日 ㊦休日急病診療(井上伸 いのうえ耳鼻咽喉科) 野菜の広場/岩倉駅東西地下連絡道 ※市役所市民スペースはお休みです
6	日	㊦休日急病診療(小川清夫 小川医院) 日曜市役所(証明発行業務)開設(8:30~12:00)
7	月	★乳幼児健康相談
8	火	★すくすく育児教室 分別収集/大地町・大地新町・中央町・南新町・川井町・北島町・野寄町 古紙と古着の日/西市町・本町・宮前町・栄町一丁目
9	水	野菜の広場/岩倉駅東西地下連絡道
10	木	★母子健康手帳の交付
11	金	★2歳6カ月児親子歯科健康診査 分別収集/曾野町・稲荷町・大山寺町・大山寺元町・大山寺本町・五条町・大市場町 古紙と古着の日/下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町・新柳町1区
12	土	野菜の広場/岩倉駅東西地下連絡道
13	日	㊦休日急病診療(向井 研 いわくら耳鼻咽喉科) ※市役所市民スペースはお休みです
14	月	
15	火	★3歳児健康診査 分別収集/中本町・東町・中野町・鈴井町 古紙と古着の日/八剣町・神野町・石仏町

★印は、保健センターで行います。休日急病診療の担当医は、変更する場合があります。

広報いわくら音声版(CD)を用意しています。どなたでもお聴きになれますのでご利用ください。

●問合せ先 秘書課広報広聴グループ(☎38-5802)

岩倉市の人口/47,993人(-179人)
男性/23,869人(-82人)
女性/24,124人(-97人)
世帯数/20,574世帯(-37世帯)
(4月1日現在、()内は前月1日現在との比較)

- 毎月2回 1日・15日発行
- 岩倉市ホームページアドレス
<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>
- 岩倉市Eメールアドレス(代表)
koho.prsec@city.iwakura.aichi.jp
- 編集 総務部秘書課広報広聴グループ
- 発行 岩倉市役所
〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地
☎0587-66-1111(代表) FAX0587-66-6100

電話番号案内

- 戸籍・住民票・印鑑登録・国民健康保険・後期高齢者医療 等
市民窓口課(☎0587-38-5807)
- ごみの収集・処理、犬・猫などペットの死体処理、公害、環境保全 等
環境保全課(☎0587-38-5808)
- 保育園、児童福祉、児童手当 等
児童家庭課(☎0587-38-5810)

救急医療情報センター

☎0586-72-1133

㊦休日急病診療所(日曜日・祝日)

☎0587-66-4708

受付 9:00~11:30
13:00~16:30

㊦小児救急外来

江南厚生病院内(こども救急診療室)

☎0587-51-3333

○日曜日・祝日・第2・4・5土曜日

受付 8:30~16:30

○第1・3土曜日

受付 12:20~16:30

愛知県小児救急電話相談

☎#8000

☎052-962-9900

○毎日

受付 19:00~23:00

消防テレホンサービス

☎0587-38-3119



いわくら公園ガイド



③長瀬公園

東町の東出口にある公園で、広場にバスケットゴール、コンビネーション遊具などが設置されています。

午前中は小さな子ども連れの親子で、お昼からは子どもたちで賑わう人気の公園です。



この印刷は環境にやさしい
植物油インキを使用しています。